

これまでの道州制における河川・道路等に関する事務の役割分担等の検討について

	国	道州	基礎自治体	備考
28 次地方制度調査会 【道州制の下で道州が担う事務のイメージ】 (H18. 2. 28)	○具体的記述なし 〔国全体のネットワーク形成に関わる事務事業等〕	○国道の管理 ○地方道の管理(広域) ○一級河川の管理 ○二級河川の管理(広域)	○具体的記述なし 〔現在都道府県が実施している事務を大幅に移譲〕	現在、国(特に各府省の地方支分部局)が実施している事務は、出来る限り道州に移譲する。
自民党道州制中間報告 【国・道州・基礎自治体の役割分担の骨子】 (H20. 7. 29)	○国土保全基本計画(治山・治水) ○広域交通基盤・高速交通ネットワーク・輸送安全基本計画(一部実施を含む)	○治山・治水・海岸 ○高速道路・基幹道路	○一般道路 ○中小河川	【国・道州・基礎自治体の役割分担に関する三原則】 ①国庫補助事業は廃止し、財源を付して、道州及び基礎自治体に移管 ②国の地方支分部局は廃止 ③国が制度の基本・基準を定める場合でも、その実施主体は、道州・基礎自治体
地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程(道州制推進知事・指定都市市長連合) 【基礎自治体・道州・国の役割分担(行政分野別・例示)】 (H24. 7. 18)	○国土計画 ○広域交通基盤・高速交通ネットワーク基本計画(一部実施) 〔事業実施主体は原則として基礎自治体又は道州〕	○大規模河川 ○高速道路、広域基幹道路 〔現在、国が担っている事務・権限を可能な限り道州へ移譲。国の出先機関の事務は財源・人員ともに移管。中央府省の事務についても道州が担うべきものは移管。〕	○中小河川 ○一般道路 ○農道・林道 〔現在、都道府県が担っている事務・権限を可能な限り基礎自治体へ移譲〕	【国の事務】 ①国家の存立に関わる事務 ②国家戦略の策定 ③国家的基盤の維持・整備 ④全国的に統一すべき基準の制定に限定。

【参考：自民党政権公約(Jファイル2012)】

○道州制による地方分権型国家の構築の推進と、国土強靱化の推進との関係において整合性がとれているのか。また、国の出先機関(地方整備局)の取扱はどうなるのか。

【道州制により地方分権型国家の構築を推進】	【国土強靱化の推進(中央集権化が進まないか?)】
(略) 中央集権体制を改め、地方分権型国家を構築し、... 国は、国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真の全国的な視点に立って行わなければならないものに国家機能を集約し、その強化を図る。道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築するとともに、基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築する。このため、道州制基本法を早期に制定し、その後、5年以内に道州制の導入を目指す。	今後予想される首都直下地震と連動性が指摘されている東南海・南海地震などに備えるため、事前防災、減災の考え方に基づく「国土強靱化基本法案」「南海トラフ巨大地震対策特別措置法案」「首都直下地震対策特別措置法案」を速やかに成立させ、早急に(今後10年間)避難路・津波避難施設や救援体制の整備等の減災対策を強力に推進する。特に今後3年間は集中的な取り組みを展開する。

○地方分権改革を推進する政策と、これまでの改革の成果を否定するものが混在しているのではないか。

【直轄事業等の見直しによる地方分権の推進】	【一括交付金の廃止】
地方分権改革の当面の推進策として、①地方分権改革推進委員会の第3次勧告を踏まえ、義務づけ・枠づけの見直しを実施、②地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保、③直轄事業を基幹的・広域的な事業に限定するとともに自治体との事前協議・情報開示の徹底などを基本として、直轄事業負担金制度を抜本的に見直す。	使い勝手が悪く、地方自治体からの評判の悪い「地域自主戦略交付金」(一括交付金)は廃止し、各府省に戻した上で大型の地域振興事業を継続できる交付金事業に充てる。また、地方自治体が特色ある政策を実施できるよう、経済対策や雇用創出事業に活用できる交付金制度の創設を検討。